

栃木県公幸

令和 2 (2020)年 3月31日(火) 号 外 第 27 号

目	次

規 則	
○栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則及び栃木県地方活力向上地域にお	
ける県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部改正	1
○栃木県県税条例施行規則の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の	
支援に関する法律施行細則の一部改正	5
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部改正	5
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規	
則の一部改正	7
○難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則の廃止	7
企 業 局	
○栃木県企業局組織規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○栃木県企業局企業職員給与規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○栃木県公営企業財務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
○栃木県企業局処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○栃木県発電管理事務所管理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
○栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
○栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
労 働 委 員 会	
○栃木県労働委員会事務局処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

栃木県規則第二十九号

栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則及び栃木県地方活力向上地域における県税の 課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則を炊のように定める。

企性二年三月二十一日

栃木県知事) 田

栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則及び栃木県地方活力向上地域における県 税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 栃木県過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年栃木県規則第百十四号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

珳 띰 玖 띰 後 温 (課税免除の申請) (課税免除の申請) 第二条 条例第四条の規定により県院の課院免练の一第二条 条例第四条の規定により県院の課院免练の 申請をしようとする者は、次の表に定めるところ 申請をしようとする者は、次の表に定めるところ により申請書を栃木県県税条例(平成十七年栃木 により申請書を栃木県県税条例(平成十七年栃木 い。を所管する県税事務所長に提出しなければならな県条例第五号)第十一条第一項に規定する課税地

申請書名(様 申請の区分 提出期限 七) 条网第二条 当該課院免除を 受けようとする事 第一号の規 業税について栃木 定による事 県県院条図第五十 業税の課税 人条 (地方锐法 免除の申請 (昭 年 二 十 五 年 法 律第二百二十六 号) 第七十二条の ニ十六の規定によ る申告納付に係る 部分を除く。) 若 しくは同法第七十 頃の規定により申 告納付する期限若 しくは同条第二項 の規定により申告 納付する時又は同 法第七十二条の五 十五の規定により 申告する期限

い。を所管する県税事務所長に提出しなければならな県条例第五号)第十一条第一項に規定する課税地

申請の区分	提出期限	式) 申請書名(様
発 発 発 発 と の と か と か と か と か と か と か と か と か と か	申十法物のし告項二し部るこ号律)人県業受告五第付規く約の条く分申十、第昭条県税付当すの七寸定は付規のはを告六第「和、税によ該る規十るに同了を告六第「五一条のう課期定二時よるで十法へ付規十二十十十一十一一個のこと税限に条又り第期よ三第。に定二一五方第です免別の第二、第一、係に終十年税出場の際り出回告項指申三限り第十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	
盤		

年栃木県規則第十号)の一部を次のように改正する。第二条 栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則(平成二十八(栃木県地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 띰 送 改 띰 温 (課税免练又は不均一課税の申請) (課税免练又は不均一課税の申請) 第二条 条例第五条の規定により県税の課税免除又一第二条 条例第五条の規定により県税の課税免除又 は不均一課税の申請をしようとする者は、次の表 は不均一課税の申請をしようとする者は、次の表 に定めるところにより申請書を栃木県県税条例 に定めるところにより申請書を栃木県県税条例 例」という。) 第十一条第一項に規定する課税地 例」という。) 第十一条第一項に規定する課税地 を所管する県税事務所長に提出しなければならな を所管する県税事務所長に提出しなければならな 申請書名 (様 申請書名(様 申請の区分 提出期限 申請の区分 提出期限 1(1) 1(1)

条例第二条	当談不包一課院	盤		条图器二条	当該不改一課稅	盤
の規定によ	を受けようとする			の規定によ	を受けようとする	
る事業税の	事業税について県			る事業税の	事業税について県	
不均一課稅	税条例第五十八条			不均一課稅	税条例第五十八条	
の申請	(地方税法(昭和			の申請	(地方稅法(昭和	
	二十五年法律第二				二十五年法律第二	
	百二十六中) 第七				百二十六号) 第七	
	十二条の二十六の				十二条6二十六6	
	規定による申告納				規定による申告納	
	付に係る部分を除				付に係る部分を除	
	く。)若しくは同				く。)若しくは同	
	法第七十二条の三				法第七十二条の三	
	十一第三項の規定				十三第三項の規定	
	により申告納付す				により申告納付す	
	る期限若しくは同				る期限若しくは同	
	条第二項の規定に				条第二項の規定に	
	より申告納付する				より申告納付する	
	時又は同法第七十				時又は同法第七十	
	二条の五十五の規				二条の五十五の規	
	定により申告する				定により申告する	
	野 殿				野 殿	
			11			
盤				盤		
]			

室 三

この規則は、今和二年四月一日から施行する。

栃木県規則第三十号

令和二年三月三十一日栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。栃木県県税条例施行規則(平成十七年栃木県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

正 後 改 正 消 改 (徴税吏員の権限の委任) (徴税吏員の権限の委任) 第二条 条例第十条第一号に掲げる場合又は同号の 第二条 条例第十条第一号に掲げる場合又は同号の 提出に係る物件を留め置く場合における徴税吏員 提出に係る物件を留め置く場合における徴税吏員 としての知事の権限は、経営管理部税務課又は県 としての知事の権限は、経営管理部税務課又は県 税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員 税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員 (臨時的に任用される職員、非常勤職員及び地方 (非常勤職員 (地方公 務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二 公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占 める職員を除く。)及び同法第五十七条に規定す 第五十七条に規定す る単純な労務に雇用される職員を除く。)に委任 る単純な労務に雇用される職員を除く。)に委任 する。 する。

別表第2 (第18条関係)

障害の	区分	障	害	0	級	別
略		I.				
音声機能	 皆管	<u>第1</u> 第1 て、	<u>号</u> 又は 号に該	条例第1 当する	:の10第 16条第 場合で こる音声 艮る。)	1項 あっ
略						
下肢不自由		<u>第10</u> 条例 当す	<u>5条の10</u> 第116条 る場合 <i>l</i>)第1項 ÷第1項 こあって)各級(〔第2号 〔第2号 〔第2号 〔は、1 〔限る。	又は に該 級か
体幹不良	自由	級(<u>2号</u> 2号	条例 <u>第</u> 又は条何 に該当 1級から	105条の 列第110 する場	○各級及 ○10第1 ○条第1 合にあ ○での各	<u>項第</u> 項第 って
乳幼児	略	略				
期の行病よ動障の動物を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係しています。	移動機能障害	<u>第10</u> 条例 当す	5条の10 第116条 る場合 <i>l</i>)第1項 第1項 こあって)各級(<u>〔第2号</u> 〔第2号 〔第2号 〔は、1 〔限る。	又は に該 級か
略						

別表第3 (第18条関係)

障害の区分	障	害	0	程	度
略					
音声機能障害	項症 第1 第1	項症から (条例 <u>)</u> 号又は 号に該 こう頭折	第105条 条例第 ¹ 当する	<u>の10第</u> 16条第 場合で	<u>1項</u> 1項 あっ

別表第2 (第18条関係)

障害の	区分	障	害	0	級	別		
略								
音声機能障害		<u>第1</u> 第1 て、	3級(条例 <u>第102条の14第1項</u> <u>第1号</u> 又は条例第116条第1項 第1号に該当する場合であっ て、こう頭摘出による音声機能 障害がある場合に限る。)					
略								
下肢不自由		<u>第10</u> 条例 当す	から6糸 <u>2条の14</u> 第116条 る場合に 級までの	第1項 第1項 	[第2号 [第2号 [は、1	又は に該 級か		
体幹不良	自由	級(<u>2号</u> 2号	から3% 条例 <u>第1</u> 又は条6 に該当 1級から	02条の 列第110 する場	14第 <u>1</u> 6条第1 合にあ	<u>項第</u> 項第 って		
乳幼児	略	略						
期の非性脳 行性脳に 運 を 動 機 に 動 機 に 動 機 に 事 り 機 に り り り り り り り り り り り り り り り り り		<u>第10</u> 条例 当す	から6糸 <u>2条の14</u> 第116条 る場合に 級までの	第1項 第1項 	[第2号 [第2号 [は、1	又はに該		
略	1							

別表第3 (第18条関係)

障害の区分	障	害	0)	程	度
略					
音声機能障害	項症 第1 第1	(条例 <u>)</u> 号 又は 号に該	第102条 条例第1 当する	重症まで ○ 014第 16条第 場合で よる音声	<u>1項</u> 1項 あっ

略		略	
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症(条例 <u>第105条の10第1項第2号</u> 又は条例第116条第1項第2号に該当する場合にあっては、特別項症から第3項症までの各項症に限る。)	下肢不自由	特別項症から第6項症までの名項症及び第1款症から第3款症までの各款症(条例 <u>第102条の14第1項第2号</u> 又は条例第11条第1項第2号に該当する場合にあっては、特別項症から第1項症までの各項症に限る。)
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症(条例 <u>第105条の10第1項第2号</u> 又は条例第116条第1項第2号に該当する場合にあっては、特別項症から第4項症までの各項症に限る。)	体幹不自由	特別項症から第6項症までの名項症及び第1款症から第3款症までの各款症(条例第102条の14第1項第2号又は条例第11条第1項第2号に該当する場合にあっては、特別項症から第4項症までの各項症に限る。)

温 宝

施行する。この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の改正規定は、公布の日から

(稅務課)

栃木県規則第三十一号

る法律施行細則の一部を改正する規則を決のように定める。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す

令和二年三月二十一日

栃木県知事 福 田 富

関する法律施行細則の一部を改正する規則中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

る法律施行細則(平成二十年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す

医 副

この規則は、公布の日から施行する。

(巵鬱対策課)

栃木県規則第三十二号

ように定める。精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部を改正する規則を次の

令性!||年!|||月!||十|| 日

栃木県知事 煏 田 戸 一

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院に要する費用徴収規則(昭和三十八年栃木県規則第 七十四号)の一部を炊のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 띰 炎

玖 띰 温

(費用の徴収及びその額)

- 第二条 知事は、障害者及びその配偶者並びに障害 者と生計を一にする扶養義務者(以下「支払義務 者」という。) について法第二十九条第一項又は 第二十九条の二第一項の規定による入院(以下 「措置入院」という。)のあった月の属する年度 (措置入院のあつた月が四月から六月までの場合 にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五 年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税 (同法の規定による特別区民税を含む。以下同 じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げ る所得割(同法第三百二十八条の規定によって課 する所得割を除く。)(以下「所得割」とい う。)の額を合算した額が五十六万四千円を超え る場合に、法第三十一条の規定により入院に要す る費用を徴収するものとする。
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めると ころによるほか、別に定めるところによる。
- go 第一項の規定により支払義務者から徴収する額 (以下「費用徴収額」という。) は、月額二万円 とする。ただし、月の途中で措置入院

を開始し、又は終了し

た場合におけるその月分の費用徴収額は、二万円 を当該月の実日数で除して得た額に当該月におけ る措置入院の期間の日数を乗じて得た額(一円未 **浦の端数がある場合には、その端数を切り捨てた** 額) とする。

4 容

(費用の徴収及びその額)

第二条 知事は、障害者及びその配偶者並びに障害 者と生計を一にする扶養義務者(以下「支払義務 者」という。) の前年分の所得税額(前年の所得 税額が確定していない場合には、前々年分の所得 税額。以下同じ。)

を合算した額が百四十七万円 を超え る場合に、法第三十一条の規定により入院に要す る費用を徴収するものとする。

2 前項 の規定により支払義務者から徴収する額 (以下「費用徴収額」という。) は、月額二万円 とする。ただし、月の途中で法第二十九条第一項 又は第二十九条の二第一項の規定による入院(以 下「措置入院」という。) を開始し、又は終了し た場合におけるその月分の費用徴収額は、二万円 を当該月の実日数で除して得た額に当該月におけ る措置入院の期間の日数を乗じて得た額(一円未 **浦の端数がある場合には、その端数を切り捨てた** 額)とする。

8 容

別記様式第四号中

前年度所 得税総額

市町村民税 421 所得割総額

に改める。

图 图

(桶行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(強過推圖)

- 2 改正後の第二条の規定は、令和二年四月一日以後の診療に係る費用の徴収について適用し、同日前の診療 に係る費用の徴収については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第 二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院している者であって、改正後の第二条の規定に より新たに費用を徴収されることとなるものの当該入院に要する費用の徴収については、前項の規定にかか わらず、なお統指の例による。

(陣害陌社課)

栃木県規則第三十三号

正する規則を次のように定める。幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改

令和11年11月11十1日

版大県知事 届 田 福 一

を改正する規則
な保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部

大年栃木県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
一~八 略る基準とする。	一~八 路ろ基準とする。
ける場合にあっては <u>次</u> に掲げは第一号、第二号及び第六号、三階以上の階に設革準は、保育室等を、二階に設ける場合にあって第二条 条例第七条第三項ただし書の規則で定める(設備の基準)	ける場合にあっては第二号から第八号までに掲げは第一号、第二号及び第六号、三階以上の階に設基準は、保育室等を、二階に設ける場合にあって第二条 条例第七条第三項ただし書の規則で定める(設備の基準)

温 宝

この規則は、公布の日から施行する。

(こども政策課)

栃木県規則第三十四号

うに定める。 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則を廃止する規則を次のよ

令和11年11月11十1日

栃木県知事 福 田 富 一

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則を廃止する規則

則第五十四号)は、廃止する。 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給等に関する規則(平成二十六年栃木県規

温 宝

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(健康增進課)

企 業 局

栃木県公営企業管理規程第二号

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令性
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□
□

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

る。 第一条 栃木県企業局組織規程(昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第一号)の一部を次のように改正す

改 正 後 改 正 消 (発電管理事務所) (発電管理事務所)

は、炊のとおりとする。

名 称	位置	所 掌 事 務
事 電 今 栃務 一	瀬 市 日 川 光	と 属 発方田田田略。設 電、、一今 に 発 所 所 電 川 関 電 川 関 電 川 財 面 光 寸 所 東 東 子 所 川 起 電 名 の 下 荒 風 ー に 電 沢 川 児 密 子 所 風 ー に 電 沢 川 児 密 子 所 風 ー に 電 沢 川 児 密 子 原 密 部 所 所 所 明 中 と が 光 川 田 曜 と 力 光 発 発 発 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 電 に か み い 川 保 び 小 足 第 務 価 所 所 所 い の 及 い い 足 密 発 所 に の 及 い い 日 報 尾 二 、 保 び 小 足 部 所 所 一 中 五 網 尾 二 、 保 び 小 足 部 発 発 光 川 電 電 電 電 電 電 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音

22 器

第六条 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務 第六条 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務 は、汝のとおりとする。

名 称	位置	声攀
事 電 今 栃務 衛 音 市 木 所 理 発 県	瀬 市 日 二 二 光 二 二 光	と編六田田田田略 ・<

第二条 栃木県企業局組織規程の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

22 器

改 正 後	N H 温
は、次のとおりとする。第六条 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務(発電管理事務所)	は、次のとおりとする。第大条 発電管理事務所の名称、位置及び所掌事務(発電管理事務所)
名 栋 位置	名 称 位置
所、東莞川発電所、小網発電所、風見発電所、足尾発電第一発電所、川治第二発電四 今市発電管理事務所、川治	所、東荒川発電所、小網発電所、風見発電所、風見発電所、足尾発電第一発電所、川治第二発電四 今市発電管理事務所、川治

O 월	事 事	4 年 6 個 別		事電今栃務管市木所 班 選 発 県	瀬市田川川州	中 中 報
-----	-----	-----------	--	-------------------	--------	-------

温宝

この管理規程中、第一条の規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

栃木県公宮企業管理規程第三号

令和二年三月三十一日栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程

る。 栃木県企業局企業職員給与規程(昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第四号)の一部を次のように改正す

改 旧 後	名 日
	古時までの間である場合は、百分の百五十)と 台の百二十五(その勤務が午後十時から翌日の午の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額の百間につき報酬月額に十二を乗じ、その額を一週間となりとする。 非常勤嘱託員の超過勤務手当の額は、勤務一時以う。) の報酬及び費用弁償の額は、別表第五のされたもの以外のもの(以下「非常勤嘱託員」と関されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付再されたもの及び地方公共団体の一般職の任期付す公務員法第二十八条の五第一項の規定により採集人条 企業職員のうち常時勤務を要するもの、地

- 3 非常勤嘱託員の夜勤手当の額は、勤務一時間に つき報酬月額に十二を乗じ、その額を一週間の勤 務時間に五十二を乗じたもので除した額の百分の 三十とする。
- 4 前二項の手当の支給方法は、栃木県職員の例に よる。

別表第5 (第8条関係)

非常勤嘱託員の 名 称	報酬額	費用弁償の額
保守管理業務 嘱託員(第1種)	月額 158,650円	2 級
水質検査業務嘱託員(第1種)	月額 158,650円	2 級

崇 宗

この管理規程は、今和二年四月一日から施行する。

栃木県公営企業管理規程第四号

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。 令性
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1
1

栃木県知事 福 田 富

栃木県公営企業財務規程の一部を改正する管理規程

栃木県公営企業財務規程(昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

珳 띰 送 珳 띰 汇

(資金指漢)

第四十条 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政一第四十条 地方公営企業法施行令(昭和二十七年政 **企業団百三号。以下「今」という。)第二十一条** の五第一項第十五号の規定により資金前渡するこ とができる経費は、次のとおりとする。

(契約の締結)

ときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成 しなければならない。ただし、契約の性質又は目 的により必要のない事項については、記載を省略 することができる。

一~九 器

八 履行の遅滞その他 債務の不履行の場合にお ける遅延利息、違約金その他の損害金、履行の (資金指)

今第四百三号。以下「今」という。) 第二十一条 の五第一項第十五号の規定により資金前渡するこ とができる経費は、炊のとおりとする。

| ~|| と

回 賃金

(契約の締結)

第百二十七条 課所長は、契約を締結しようとする | 第百二十七条 課所長は、契約を締結しようとする ときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成 しなければならない。ただし、契約の性質又は目 的により必要のない事項については、記載を省略 することができる。

一~九 奉

八 履行の遅滞その他の債務の不履行の場合にお ける遅延利息、違約金その他の損害金

	<u>+・+ </u> 略 <u></u>	領及び契約の解除		十二・十三 数 十一 数 十 交 つ 田 保 表 五 器	<u> </u>	
Ē	別表第一 電気事業会	K計勘定科目の部々∜	上 開 以 開 以 門 門 門	X勘定科目の款資産の	の項①固定資産の表中	-
Γ		報酬] %		報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬 (手当)	J Ñ,
Γ	退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	地域手当 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	₩ ₩	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費	地域手当 賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費	Ŋ'
Γ		旅費) % 		旅費 費用弁償	η, 1
Γ	総係費	賃金	賃金	**		
Γ	総係費			」 「	8、同部日損益計算書	関助定科目の款費
田(の項⊗営業費用の表−	+	 報曹	L	A	
Γ		報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員	り,	退職給付費 法定福利費 厚生福利費	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費	₩

		報酬(手当)		賃金	厚生福利費	
			T	黄亚	賃金	
Γ Γ	退職給付費 法定福利費 厚生福利費	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費] ກິ. ໂ		旅費	1
		旅費 費用弁償	に改め、	別表第一日水道事業	美会計勘定科目の部 <	A 貸借対照表勘
护盘	t目の款資産の項门B	固定資産の表中「「「「「	' <u>]</u>	報酬	 **	I
[報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬 (手当)	ก,	退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	地域手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	**
Γ	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費	地域手当 賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費	νī, [旅費	 ₩
	厚生福利費	報酬等社会保険料厚生福利費	J			

	旅費費用弁償	 	め、同部日損益計算	書勘定科目の款費用の	の頂⊗営業費用の
桜 ⊕ ┃	報酬	,	<i>∀</i>	報酬 会計年度任用軍報酬 会計年度任用軍報酬 (手当)	7)
退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	**	退職給付費 法定福利費 厚生福利費	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費	₩,
第一世工業用水道事業	旅費	具借対照書と を	衣勘定科目の款資産	旅費 費用弁償 受団(短徴を終す	H これが、別表
	報酬	. 1		報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬 (手当)	が,
退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	₩ ₩	退職給付費 法定福利費 厚生福利費	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費	7),
	旅費	√ ₩		旅費費用弁償	」

ΩŢ	頃益計算書勘定科目(の款費用の項⊗営業電	質用の表巾	+	報酬	1 49
Г		報酬 会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬 (手当)	n,	退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	₩
Г	退職給付費 法定福利費 厚生福利費	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費	ž,		旅費	¹ %
'		旅費 費用弁償	_ 	8、別表第一Z用地は	运成事業会計・地域総	6台 整 編 事 業 会 計
全	足科目の部A貸借対5	照表勘定科目の款資金	「 風の <u>は</u> ごす	 - 	報酬	
Γ		報酬] *A		会計年度任用職員 報酬 会計年度任用職員 報酬(手当)	ົກ.
Γ	退職給付費	地域手当退職給付費	Г 	賞与引当金繰入額	地域手当 賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額	
	法定福利費 厚生福利費 賃金	法定福利費 厚生福利費 賃金	7 %	退職給付費 法定福利費 厚生福利費	退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料	<u>17</u> ,

				厚生福利費	
٢	旅費	₩ 		旅費 費用弁償 」	に改め、同部
日期益計算書勘定科目	の款費用の項例営業電	「関用の表中		報酬	 *A
	報酬 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬 (手当)	ก'.	退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	. ↑
退職給付費法定福利費厚生福利費	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費	ر ا ا		旅費	. ↑ . ∳
	旅費費用弁償	「 」 万段を、		Z	の部々貨借対照
 	報酬 会計年度任用職員報酬 会計年度任用職員報酬 (手当)	7,	退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費	₩
				賃金	J

退職給付費法定福利費厚生福利費	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費	ກ,		旅費] 4%
	旅費費用弁償	 	8、同語日韻描計	5算書勘定科目の款費用の	の項⊗事業費用の
松	報酬	1	K	報酬 会計年度任 報酬 会計年度任 報酬 会計年度任 報酬 (手当)	担ぐ 用職員
退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金	<i>4</i> ∕61	退職給付費 法定福利費 厚生福利費	賞与引当金繰入額 会計年度任用職員 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 報酬等社会保険料 厚生福利費	ກິ.
	旅費	₩ 		旅費 費用弁償	に収める。
栃木県公営企業訓会この管理規程は、附、別	- 第一号 令和二年四月一日から#	屋作 下る。	·	S	水 道 事 務 所発電管理事務所中 任
令和二年三月二	『処務規程の一部を改正す『十一日。規程の一部を改正する訓			8木県知事 福 田	

栃木県企業局処務規程(昭和四十五年栃木県電気事業訓令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

玖 띰 後

温

(羅黑)

第十一条 この規程に定めるもののほか、事務の決一 裁、文書の取扱い及び職員の服務に関しては、当 分の間、栃木県事務決裁及び委任規則(平成十二) 年栃木県規則第四十号)、 栃木県文書等管理規則 (平成十三年栃木県規則第十七号)、 栃木県文書 等取扱規程 (平成十三年栃木県訓令第一号) 及び 栃木県職員服務規程(昭和三十九年栃木県訓令第 **王号**)の例によるものとする。

(羅黑)

第十一条 この規程に定めるもののほか、事務の決 裁、文書の取扱い及び職員の服務に関しては、当 分の間、栃木県事務決裁及び委任規則(平成十二 年栃木県規則第四十号)、 栃木県文書等取扱規則 (平成十三年栃木県規則第十七号)、 栃木県文書 等取扱規程 (平成十三年栃木県訓令第一号) 及び 栃木県職員服務規程(昭和三十九年栃木県訓令第 **|** 五号)の例によるものとする。

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

別表第一1本庁関係共通事項の表十二の頃を次のように改める。

- 員、臨時又は非常勤 の嘱託員等に関する 事務
- 12 会計年度任用職 1 会計年度任用職員の採用及び退職(免 職の処分による退職を除く。)並びに給 料及び退職手当の額の決定
 - 2 会計年度任用職員の育児休業及び育児 休業期間の延長の承認
 - 3 臨時又は非常勤の嘱託員、調査員及び これらに準ずる者の委嘱及び解嘱
 - 4 臨時又は非常勤の嘱託員、調査員及び これらに準ずる者の報酬及び費用弁償の 額の決定

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 띰 溪

温

別表第1

- 1 略
- 2 本庁関係財務関係事項
 - (1) 略
 - (2) 予算の執行関係(事案の決定)

<u>決裁</u>		決		裁	区		分	
				専	決	権	者	
節等の区分	知	事	局	長	幹課	事長	課	長
略								
厚生福利費							略	

別表第1

- 1 略
- 2 本庁関係財務関係事項
- (1) 略
- (2) 予算の執行関係(事案の決定)

	<u>決済</u>		決		裁	区		分	
forter forter	<u>区分</u>				専	決	権	者	
節等、 の区 分		知	事	局	長	幹課	事長	課	長
略									
厚生福	利費							略	

	1	貢	Ś	<u> </u>				<u>全</u>	額
略		各							
備考 略 3 略		備考 3 ■							
別表第一3本庁関係特定事項①経営企画課の表一の	項策	中+	を狹の	2 H v	りにも	以める。			
1 職員の採用、昇任、配置換え、派遣、転任、 休職、復職及び退職並びに給料の決定(会計年 度任用職員の採用及び退職(免職の処分による 退職を除く。)並びに給料の決定を除く。)									
(1) 本庁の課長補佐相当職以上の職にある職員に係るもの	0								
(2) (1)及び(3)に掲げる職員以外の職員に係るもの		0							
(3) 会計年度任用職員に係るもの			0						
別表第一3本庁関係特定事項①経営企画課の表一の	項第二	1 1 1 04	b 次(2 H v	ったね	以める。	1		
3 職員の懲戒処分の決定									
(1) (2)に掲げる職員以外の職員に係るもの	0								
(2) 会計年度任用職員に係るもの			0						
別表第一3本庁関係特定事項①経営企画課の表二の	頃第	1 11/24	を炊(2 H v	っに	収める。	•		
1 職員(会計年度任用職員を除く。)であった 者の退職手当の額の決定			0						
別表第一3本庁関係特定事項①経営企画課の表三の	頂第1	1404	₹02¥	***	р ж <i>І</i>	でを炊の	のようにお	380°	
2 職員の育児休業及び育児休業期間の延長の承 認									
(1) 本庁の課長相当職以上の職にある職員に係るもの	0								
(2) (1)に掲げる職員以外の職員(会計年度任用 職員を除く。)に係るもの		0							
3 職員の営利企業従事の許可									
(1) 部長相当職以上の職にある職員に係るもの	0								

(2) (1)及び(3)に掲げる職員以外の職員に係るも の		0			
(3) 会計年度任用職員に係るもの			0		
4 職員の事故等の報告に基づく措置(任免、分 限又は懲戒にあたる事案を除く。)の決定					
(1) 部長相当職以上の職にある職員に係るもの	0				
(2) (1)及び(3)に掲げる職員以外の職員に係るもの		0			
(3) 会計年度任用職員に係るもの			0		

項までを一項ずつ繰り上げる。別表第一3本庁関係特定事項①経営企画課の表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から十三の

別表第二1出先機関関係共通事項の表五の項を次のように改める。

5 会計年度任用職 員、臨時又は非常 勤の嘱託員等に関 する事務	1 会計年度任用職員の採用及び 退職(免職の処分による退職を 除く。)並びに給料及び退職手 当の額の決定	0				
	2 会計年度任用職員の育児休 業及び育児休業期間の延長の承 認	0				

医 医

この訓令は、今和二年四月一日から施行する。

(凝)企画課)

栃木県公宮企業訓令第二号

発電管理事務所

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令を炊のように定める。

令柜!|年!||月!||十|日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県発電管理事務所管理規程の一部を改正する訓令

する。第一条 栃木県発電管理事務所管理規程(昭和四十七年栃木県公営企業訓令第三号)の一部を次のように改正

改 正 後	改 圧
1	一〜十一 略 意義は、当該各号に定めるところによる。 第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の(用語の意義)

(今市発電管理事務所)

紙十条 器

管理課略の分掌事務は、次のとおりとする。

施設第一課

| • | | 容

- その他の設備の保守管理に関すること。沢発電所及び五十里発電所の発電施設及び建物三、第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下
- に発電所及び五十里発電所の直接操作に関する四 第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下

五 略

な事項の処理に関すること。所、大下沢発電所及び五十里発電所に関し必要大、その他第一発電所、第二発電所、小網発電

施設第二課 略

∞・4 泰

(今市発電管理事務所)

雅十条 器

2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

施設第一課 管理課 略

- その他の設備の保守管理に関すること。下沢発電所の発電施設及び建物三、第一発電所、第二発電所、小網発電所及び大
- てと。 下沢発電所 四 第一発電所、第二発電所、小網発電所及び大

五 路

な事項の処理に関すること。

施設第二課 略

∞・4 器

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。第二条 栃木県発電管理事務所管理規程の一部を次のように改正する。

汝 正 後

(用語の意義)

意義は、当該各号に定めるところによる。第二条 この訓令において汝の各号に掲げる用語の

| ~十| | 魯

<u>う。</u> 十三 小百川発電所 栃木県営小百川発電所をい

(今市発電管理事務所)

紙十条 磊

施設第一課管理課 略3 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- ること。 電施設及び建物その他の設備の保守管理に関す沢発電所、五十里発電所及び小百川発電所の発三、第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下
- 接操作に関すること。沢発電所、五十里発電所及び小百川発電所の直四、第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下

五 略

所、大下沢発電所、五十里発電所及び小百川発大、その他第一発電所、第二発電所、小網発電

改 正 消

(用語の意義)

意義は、当該各号に定めるところによる。第二条 この訓令において次の各号に掲げる用語の

| ~十1| と

(今市発電管理事務所)

紙十条 磊

施設第一課管理課 略 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

|•|| 盤

- ること。 電施設及び建物その他の設備の保守管理に関す 沢発電所及び五十里発電所 三、第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下
- 接操作に関すること。沢発電所及び五十里発電所四、第一発電所、第二発電所、小網発電所、大下

五 路

所、大下沢発電所及び五十里発電所大 その他第一発電所、第二発電所、小網発電

-----に関し必要な事項の処理に関すること。

施設第二課 略

∞・4 器

∞・4 器

室 三

この訓令中、第一条の規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。

栃木県公宮企業訓令第三号

₩ 世

発電管理事務所

令和二年三月三十一日栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

うに改正する。第一条 栃木県企業局事業用電気工作物保安規程(昭和六十一年栃木県公営企業訓令第九号)の一部を次のよ

改 正 後	改 圧
第七章 法定事業者検査及び使用前自己確認(第第一章~第六章 略	第一章~第六章 略 目次
第十七条 略 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图	第十七条
第七章 法定事業者検査及び使用前自己確認	
体制) (法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施	
る法定事業者検査(以下「法定事業者検査」とい省合第七十七号)第五十条第三項第八号に規定す第二十条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業	
「使用前自己確認」という。)は、主任技術者のう。)又は同号に規定する使用前自己確認(以下	
20 法定事業者検査においては、当該電気工作物がのとする。 - 保安監督の下に、法令に基づき適切に実施するも	
とする。 次のいずれにも適合していることを確認するもの	
技術基準に適合するものであること。 あること。 	
のとする。 技術基準に適合するものであることを確認するも ほ用前自己確認においては、当該電気工作物が	
(法定事業者検査の結果の記録)	

<u>のとする。</u> は、次の各号に示す事項について記録しておくも第二十一条 法定事業者検査に関する記録において

- 二 検査の対象
- 三検査の方法
- 四検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- ときは、その内容大(検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた)
- 七 検査の実施に係る組織
- 人 検査の実施に係る工程管理
- は、当該事業者の管理に関する事項九 検査において協力した事業者がある場合に
- 十 検査の記録の管理に関する事項
- 十一 検査に係る教育訓練に関する事項
- 存するものとする。 げる事項の区分に応じ、当該各号に定める期間保 2 法定事業者検査の結果の記録は、次の各号に掲
 - する期間

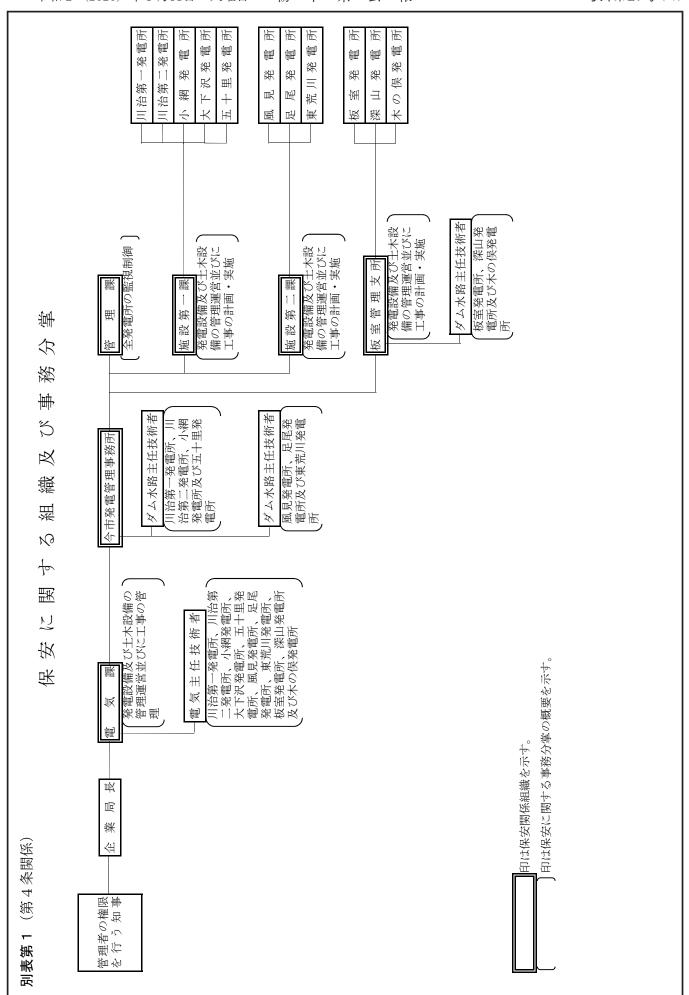
 イ 水力発電設備に係る記録 当該設備の存続に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間

 | 前項第一号から第六号までに掲げる事項 次
 - 日 水力発電設備に係る記録以外のもの 五年

(使用前自己確認の結果の記録)

- <u>のとする。</u> は、次の各号に示す事項について記録しておくも 第二十二条 使用前自己確認に関する記録において
 - | 使用前自己確認を行った年月日
 - 二 使用前自己確認の対象
 - 三使用前自己確認の方法
 - 四使用前自己確認の結果
 - の氏名 | の氏名 | 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者
 - 置を講じたときは、その内容大 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措
 - <u>七 当該電気工作物の種類に応じた孫付書類</u>
- 気工作物を廃止した場合は、この限りでない。|| るものとする。ただし、使用前自己確認に係る電力 使用前自己確認の結果の記録は、五年間保存する

別表第一を次のように改める。



(24) 令和 2 (2020) 年 3 月 31日 火曜日 栃 木 県 公 報 (※1) 積雪等により巡視困難な場合、地質、地形、巡視及び点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、ひん度を減少することができる。 (※1) 積雪等により巡視困難な場合、地質、地形、巡視及び点検実績等により、公衆等

積雪等により巡視困難な場合、地質、地 形、巡視及び点検実績等により、公衆等 第三者に重大な影響を与えないと判断さ れるもの又は信頼性の高い受変電設備を 有する小型の水力発電所に係るものにつ いては、ひん度を減少することができ る。

に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後

別表第3 (第12条関係)

定期的な巡視、点検及び検査の基準

略

(注) 1~5 略

- 6 信頼性の高い受変電設備とは、低圧 受電のもの又は次のいずれにも該当す るものをいう。
 - (1) <u>構外にわたる高圧電線路がないも</u> の
 - (2) <u>柱上に設置した高圧電線路がない</u> もの
 - (3) 高圧負荷開閉器 (キュービクル内 に設置するものを除く。) に可燃性 絶縁油を使用していないもの
 - (4) 保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流 負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの
 - (5) 責任分界点から主遮断装置の間に 電力需給用計器用変成器、地絡保護 継電器用変成器、受電電圧確認用変 成器、主遮断器用開閉状態表示変成 器及び主遮断器操作用変成器以外の 変成器がないもの
- 7 <u>小型の水力発電所とは、次のいずれ</u> <u>にも該当するものをいう。</u>

改 正 前

別表第3 (第12条関係)

定期的な巡視、点検及び検査の基準

略

(注) 1~5 略

- (1) ダムを伴わないもの
- (2) 発電機と接続して得られる電気の 出力が200kW未満のもの
- (3) 最大使用水量が 1 m³/秒未満のも の

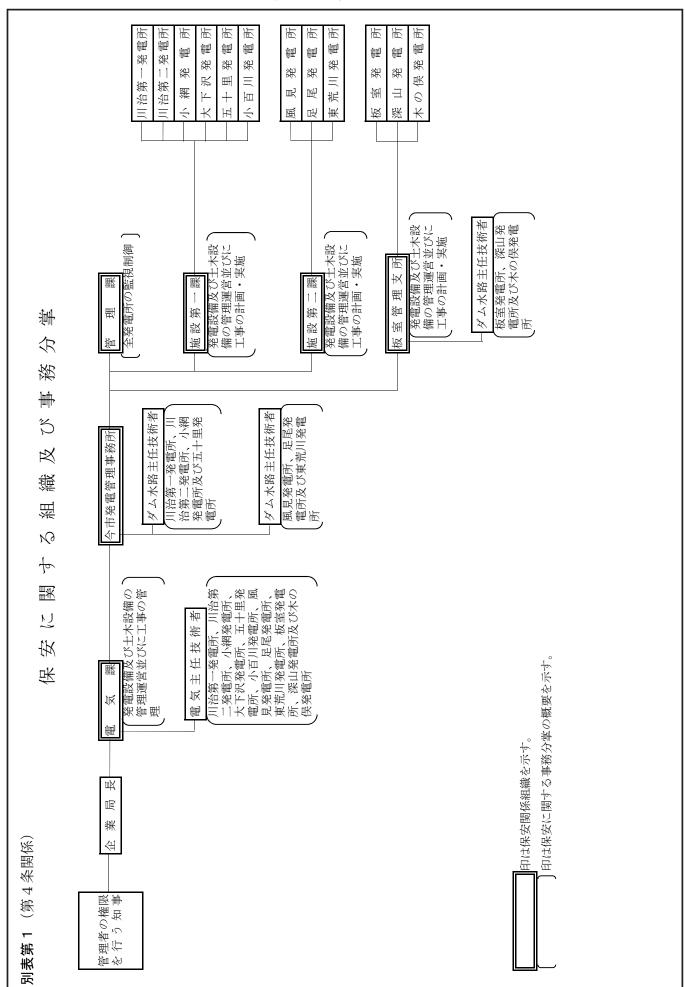
別表第 4 (第12条、第14条、第15条関係) 細 則 一 覧

項目	規 程 ・ 要 領
1 運転、 操作、保 守に関す るもの	
(1) 水力 発電関 係	栃木県営発電所等運用操作基準 発電所標準操作要領
(2) 通信 関係	無線局管理運用要領
(3) 土木 関係	栃木県営川治第二発電所小網ダム 操作規程 栃木県営足尾発電所庚申ダム操作 規程
2 非常災 害に関す るもの	栃木県地域防災計画 栃木県企業局災害等執務要領 防災対策要領 —

別表第 4 (第12条、第14条、第15条関係) 細 則 一 覧

項	目	規	程	•	要	領
操作	転、保に関す					
/	水力	栃木県常 発電所様 川治第二 小網、力	票準操作 二、風見 二、下沢系 <u>"</u>	F要領 1、足 1、足 1、足	頁 <u>(川</u> 上尾、 f)	治第一、
. ,	通信	無線局管	管理運用	男要領	Ī	
1 - 7	土木	操作規利	呈			小網ダムダム操作
	常災上関す	栃木県北 栃木県1 防災対第 <u>所)</u> <u>川</u> <u>所板室</u>	企業局災 策要領_	(害等(今市(今市	等執務 「発電	要領 管 <u>理事務</u> 管理事務

別表第一を次のように改める。第二条 栃木県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。



室 三

改正規定は令和二年四月一日から、第二条の規定は同年六月一日から施行する。この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中栃木県企業局事業用電気工作物保安規程別表第一の

(電気課)

栃木県公営企業訓令第四号

水 道 事 務 所発電管理事務所本 作

栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令柜二年三月二十一日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

する。 栃木県企業局職員安全衛生管理規程(昭和六十一年栃木県公営企業訓令第十二号)の一部を次のように改正

炊の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

以	改 正 前
1/~五 略	~五 略

图 图

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(経営企画課)

労 働 委 員 会

栃木県労働委員会訓令第一号

栃木県労働委員会事務局

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

栃木県労働委員会会長 白 井 裕 己

栃木県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

正する。 栃木県労働委員会事務局処務規程(昭和四十一年栃木県地方労働委員会訓令第一号)の一部を次のように改

		改 正	溆						校	띰	遍			
5	訓表 (第4条関	 揭係)					另	訓表 (第4条関	曷係)					
	事	務	専	決権	備考		事	į	務	専	決権	者	備考	
			事	課	総括						事	課	総括	

種類	事 項	務局長	長	課 長 補 佐	種	類	事	項	務局長	長	課長補佐	
1~6 略					1~6	略						
7 会計年 度任用職 員、臨時 又は非常 勤の嘱託 員等に関 する事務	1 会計年度 任用職員の 採用及び退 職(免職の 処分による 退職を除 く。)並び に給料及び 報酬の決定		略		<u>助員</u> 常勤 ———————————————————————————————————	時補非員に事務	1 <u>臨</u>	時補助		略		
	2会計年度任用職員の 育児休業及 び育児休業 期間の延長 の承認3略		<u>O</u>				<u>2</u> 略					
8 略					8 略	ζ						

室 宝

この訓令は、今和二年四月一日から施行する。